

# 心身に障害のある方、難病の方へ 各種手当・助成のご案内

障害福祉課業務係・内線1511

市や都、国は、心身に障害のある方、難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成（左表を行っていただきます）（所得制限がありません）。これらの手当・助成を受けるには申請が必要です。

心身障害者(児)手当など一覧		令和元年7月現在		
手当などの種類	対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額 支給月	
市の制度	心身障害者手当	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新たに左記に該当した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円 4月8月12月
	難病手当	▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記②③⑤該当者 ▶65歳以上で新たに左記の特殊疾病の認定を受けた方	4,500円 6,000円
都の制度	心身障害者福祉手当	20歳以上で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記①③④該当者	15,500円 4月8月12月
	重度心身障害者手当	▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方	▶施設入所者 ▶病院などに3か月を超えて入院している方 ▶65歳以上で新たに左記に該当した方	60,000円 毎月
国の制度	特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▶施設入所者 ▶病院などに3か月以上入院している方	27,200円 5月8月11月2月
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕	▶施設入所者 ▶当該障害を支給理由とする年金の受給者	14,790円
その他	心身障害者医療費助成制度	▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の方	▶生活保護受給者 ▶65歳以上で新たに左記に該当した方	自己負担分医療費の一部を助成

の必要はありません。なお、これらの手当を受けている方で、施設に入所した方や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。

## 障害者証が替わります

心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(土)で有効期限が切れ、9月1日(日)から新しい受給者証(青色)に替

## 特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者手当・難病手当を振り込みます

平成31年度の第2回支給分を8月15日(木)までに指定口座へ振り込みます。

## 地域施設再編ワークショップ(第1回)

将来世代に施設を引き継ぐため、学校や図書館、学習館等の地域にある公共施設の再編(建て替え・改修等)を検討する「地域施設再編ワークショップ(第1回)」を開催します。

▼日時 8月4日(日)午後1時30分～3時30分  
▼場所 市役所3階302会議室

傍聴を希望する方は直接会場にお越しください。

●ワークショップ参加者2次募集

▼対象 第二中学校圏域(曙町、高松町、緑町、栄町南部(1～4丁目) 第三中学校圏域(錦町、羽衣町 第五中学校圏域(砂川町(1～4丁目、8丁目)、上砂町、一番町(1丁目)の近隣にお住まいの方)募集人数 各圏域若干名(保育あり、1歳～学齢前。記念品あり)▼応募方法 7月31日(水)(必着)までに、市役所や地域学習館等

で配布する申込用紙(市ホームページからダウンロードも可)を直接、または郵送、ファクス、Eメールで行政経営課(市役所2階43番窓口)内線2702 Fax(521)2653 eg-keiei@city.tachikawa.lg.jp

きに必要な提出書類を郵送してください。登録を希望する方は、避難支援プラン作成申請書もあわせて郵送してください。なお、避難行動要支援者登録制度への登録は随時受け付けています。

## 公開する会議日程

- 第5次農業振興計画策定協議会 8月7日(水)午後1時30分から 市役所2階210会議室 定員5人 産業観光課農業振興係・内線2649
- 教育委員会定例会 8月8日(木)午後1時30分から 8月29日(木)午後1時30分から 市役所3階302会議室 各20人 教育総務課庶務係・内線2465
- 第3次学校教育振興基本計画検討委員会 8月8日(木)午後7時から 女性総合センター15階第2学習室 5人 教育総務課庶務係・内線2464

市は、災害が発生した場合に、自らの命を守るために適切な行動をとることが難しいと思われる方の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。災害時に、自力で避難することが難しく支援を希望する方の名簿を、平常時から地域や関係機関・団体に提供し、災害発生時の安否確認などに活用できるように支援体制づくりを進めています。

今回、避難行動要支援者名簿に記載されている方のうち、地域支援団体へ平常時から名簿の提供に同意していない方へ、登録の案内を8月1日(木)に送付します。

10月31日(木)消印有効まで、同封の返信用封筒で、手続

避難行動要支援者名簿の対象	
対象	状態
在宅医療	人工呼吸器使用
要介護認定者	要介護3度～5度
身体障害者	下肢機能障害、移動機能障害、体幹機能障害、視覚障害、各1級・2級呼吸器機能障害1級
知的障害者	愛の手帳1度・2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方
その他	上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方

**今月の納期 7月31日**

▷固定資産税・都市計画税第2期分▷国民健康保険料第1期分▷後期高齢者医療保険料第1期分▷介護保険料第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください

市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合せ先、または下記ファクスまでお申し込みください